|  |
| --- |
| **１２　児童生徒等の保護者への引き渡し（例）** |

（１）引き渡し基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| *地震**※学校を含む地域の震度が基準* | *震度４以下* | *原則、下校させる。**（但し、交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になる場合が予測される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。* |
| ***震度５弱以上*** | ***保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。*** |
| *津波* | ***津波警報******大津波警報*** | ***解除されるまで下校させない。******保護者への引き渡しも行わない*** |
| *その他**（二次災害）* | *河川氾濫、建物倒壊による通学路の危険* | *引き渡し、下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、児童生徒を学校に待機させる。* |

（２）引き渡し方法

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| *○ 引き渡しの原則*

|  |  |
| --- | --- |
| *震度４以下* | *原則下校させる。但し、事前に保護者からの届けがある児童生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ* |
| *震度５弱以上* | *保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。* |

*○ 引き渡し手順**①引き渡し場所の決定**②引き渡しカードの準備・児童を待機場所へ（担任等）**③保護者対応　・保護者誘導**・引き渡し説明**④引き渡し　　・カードの照合**・引き渡し（連絡先の確認・名簿へのチェック）**・今後の連絡等**⑤引き渡した児童生徒の集約と教育委員会への報告**⑥残った児童生徒の保護* |

＜作成上の留意点＞

　・電話やメールが使用できないことも考えられるため，引き渡しのルールや連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底をしておく必要がある。

　　（例）○電話・メールにて連絡する　○学校のホームページに掲載する　○学校の玄関や市町村役場等に避難状況を掲示して知らせる　等の方法がある

　・児童生徒の長期間の待機を想定し、心のケア、食料の確保、宿泊等の対応も考えておく必要がある。

＜参考資料１＞

　・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（Ｈ２４文科省）ｐ２６、２７

　・「学校保健・安全・給食管理の手引き」（Ｈ２１県教育庁保健体育課）ｐ１４１